哲学研究 第二

第六百十号

〈正義の批判〉としての倫理

大河内 泰 樹

はじめに

ランクフルト期(一七九七-一八〇〇)にしていたからだと考えなければならない。(4) ナ期に自然哲学に関するテーマで学位を得、大量の自然哲学に関する草稿を残すことができたのは、その準備をフ 進んでいる。ヘーゲルによる最初の刊行物である「カル親書訳」や草稿として残された「ドイツ国制論」を見て 刊行以来「神学的」ないし「宗教的」とされてきた初期へーゲルについて、近年ではこうしたイメージの見直しが とはいえ、ヘーゲルがベルン期(一七九三-九六)およびフランクフルト期に執筆した、神学的テーマを扱った ディルタイの『ヘーゲルの青年時代』(一九〇一-〇六)とノールによる『ヘーゲル初期神学論集』(一九〇七)の(3) 彼がそもそも政治的関心を持っていたことは明らかだし、イェシュケが指摘しているように、ヘーゲルがイェ

〈正義の批判〉としての倫理

は同時に彼が学んだテュービンゲン・シュティフトにおける神学をめぐる議論状況でもあった――とのヘーゲルの 草稿の重要性が否定されるわけではない。これらは、カント以降の哲学的状況――そしてそれはヘーゲルにとって

対決のドキュメントなのである

までカントの強い影響下にあったヘーゲルのイエス理解が独自の展開をみせる重要な草稿である。ヘーゲルは、イ エスについて論じる中で、これ以降重要となるカント批判を敢行するのである とくに、ノールによって「キリスト教の精神とその運命」というタイトルのもとにまとめられた草稿群は、

たように思われる に意識していた射程、 意義が強調され、 が詳細に明らかにされる中、このテキストで重要な役割を果たす「美」や「存在」といったカテゴリーの存在論的 うわけではない。 たしかに、この「キリスト教の精神とその運命」もまた、これまで単に神学的にしか理解されてこなかったとい 後の思弁哲学への萌芽がここに見出されてきた。ところがこれまで、ヘーゲル自身がそこで明確 ヘンリッヒを中心とするコンステラチオン研究を通じて、 つまりその実践哲学的、ないし倫理的意義の内実が真剣に検討されることはほとんどなかっ ヘーゲルと彼の友人たちとの影響関係

と平行関係にあることを論じる。 トで行っているカント批判が、現代において「ケア」という概念を用いて「正義論」にたいして行われている批判 らずに、ここで提示されている「倫理」を、現代倫理学ないし規範理論における議論に接続したいと思う。 本稿は、 「ケアの倫理」 いわゆるフランクフルト期におけるヘーゲルのイエス論を解釈しながら、その内在的な解釈にはとどま の名の下に議論されているものである。つまり、ヘーゲルがフランクフルト期の神学的テキス

でいる多様な側面のうちの一側面を取り出して明確化するためであり、 この倫理的立場を表すのに「ケアの倫理」ではなく「関係倫理」という用語を採用する。 以下では、第一に、 その創始者の一人であるギリガンの『もうひとつの声で』(Gilligan 1993) に立ち帰って提示する(1)。 私がケアの倫理と呼ばれているものから取り出そうとする立場がどのようなものであるの ここで私が問題とする内容を表すのにはそ それはケアの倫理が含ん

解釈が、 ことの出来る関係倫理がその後ヘーゲルの体系においてどのような帰趨を辿ることになるのか展望を述べることと 係倫理的立場を先取りしていることが明らかになるだろう。そこで最後にフランクフルト期のヘーゲルに読み取 フルト期のテキストを対比することによって、彼のカント批判および、 れを補強するために、 批判された正義の立場と合致していることを論じる。第三に、同じくフランクフルト期におけるヘーゲルの福音書 を検討することによって、ヘーゲルがイエスに仮託して批判しようとしたユダヤ教的立場が、 : 方が適切だと考えるからである。次に、フランクフルト期ヘーゲルのテキストにおけるユダヤ教解釈とその批 以上によって、このフランクフルト期へーゲルの宗教思想が、カント批判を通じて現代のケアの倫理における関 カント的な道徳性の立場にたいして、関係倫理の立場を打ち出していることを示す。 ヘーゲルがカント的道徳性の立場にあったベルン期のいわゆる「イエスの生涯」とフランク 形式的正義論批判の内実を明らかにする 第四 ケアの倫 ・五節では、

関係倫理としての「ケアの倫理」

オルタナティヴとして考えられてい 呼びたいと思う。そこでは 提起したギリガンによって理解されたミニマムな意味におい なしにこの語を用いることは議論を混乱させることになりかねない。 内容がこの語の下に議論されている。 容を表す概念として ここで私は、 現代アングロサクソン系の倫理学において「ケアの倫理」 「関係倫理」という用語を用いる。 一ケアの倫理」 それは、 は、 、この語が持っている喚起力を物語っているとはいえ、 特にカント以降の ケアの倫理をめぐる今日の議論においては、 て理解し、 「伝統的」倫理学における正義の立場にたいする 私は、 これを混乱を避けるために の文脈におい 以下で見るようにこの概念を、 て議論されている中心的 「関係倫理 概念的 極めて多様 最初に

時に批判対象であったコールバーグによる道徳性の発達の六つ段階を簡単にまとめると以下のようになる。 される道徳的意識のあり方をモデルとして前提してしまっていることにたいする批判であった。 理学の前提とする道徳的意識のモデルが、ある特定のモデル、しかも現代社会において特に男性が体現していると 「ケアの倫理」が80年代にギリガンによって開始されたとき、その要点は、道徳的発達について議論する発達心 彼女の師であり同

〈自己中心的レベル〉

り出来ない。

第一段階:自己中心的パースペクティヴ。他者の利害を考えたり、それが自分の利害と異なることを理解した

第二段階:具体的個人的パースペクティヴ。自分自身の利害や観点を、 権威や他者の利害や観点から区別でき

る。

〈慣習的レベル〉

第三段階:他の個人との関係における個人のパースペクティヴ。個人の利害に優先される共有された感情、 意や期待を理 解する。 同

第四段階:社会的観点を人格間の同意や動機から区別し、 役割と規則を決定するシステムの観点をとることが

出来る。

〈原理的レベル〉

第五段階:社会的愛着や契約に先立つ価値や権利を認識する合理的個人の観点を取ることが出来る。 客観的公平性、 およびしかるべき手続の形式的メカニズムによってさまざまなパースペクティ 契

ヴを統合することが出来る

第六段階:社会編成がそこに由来し、そこにもとづいている道徳的観点のパースペクティヴをとることが出 道徳の本性と他の人格を手段としてではなく目的として尊重するという基本的道徳的前提

こで成熟した道徳意識として想定されているのは、他者や社会によって正しいとされるものを鵜呑みにすることな らにたいして、コールバーグが最も高く位置づける第三の原理的レベルにおいては、平等性 (equality) と互恵性 的に理解され、第二レベル(第三・第四段階)では、それが社会的に共有された規範に基づいて判断される。 簡単に述べるならば、第一・第二段階をなす第一のレベルにおいては、公正さが個人のニーズに基づいて自己中心 (reciprocity) という原理的基準に基づいて、公平性を論理的に独立して判断することができるという。 こうしたコールバーグの発達レベルの想定の背景に、カントの道徳哲学があることは明らかである。つまり、そ(9) かつ普遍化のテストを自ら行い、論理的に自律的判断を行う主体なのである。

にそれを認識することができる」と考えており、 的コンセンサスが成立していて、人は何が「なすべき正しいこと」であるかを見定められ、 と主張する。さらにいくつかのやりとりを経た後で、それが法律に反することになると指摘されたジェイクは と問われたジェイクという男の子は、 という想定)を提示し、これについて子どもにインタビューするというものである。「ハインツは薬を盗むべきか ツ・ジレンマ(ハインツという男性が、病気の妻のために、高価で手の届かない薬を盗むべきかどうか迷っている 「法律にも間違いはある」と述べる。ギリガンが整理するところによれば、ジェイクは「道徳的価値について社会 ギリガンは、コールバーグが開発したインタビュー調査を取り上げて、その問題点を指摘する。それは、 論理的帰結として、命はお金よりも重たいから、ハインツは薬を盗むべきだ コールバーグの尺度では第三段階と第四段階の混在した慣習的段 他者も自分と同じよう

〈正義の批判〉としての倫理

階にあると分類される。

死ぬべきだとは思っていないとしながらも、人にお金を借りたり、ローンを組んだりほかの方法もあると述べる。 「なぜ薬を盗むべきではないのか」とさらに聴かれたエイミーは次のように答えたという. それにたいして同じ質問を向けられた女の子エイミーは、 盗むべきではないと答える。彼女は、 ハインツの妻が

ら、本当にただただよく話し合って、お金を作る他の方法を見つけるべきです。(Gilligan 1993, 28=二〇二二) てしまうかも知れないけれど、ハインツはもう薬を持ってくることができないからよくないと思います。だか いけど、きっと盗んだら牢屋に行かなければならなくなるでしょう。そうしたら、 もしハインツが薬を盗んだら、妻を助けることができるかもしれません。そのときはそれでよいかもしれ 妻はもっと病気が悪くなっ

一 〇 四

える」(Gilligan 1993, 30=二〇二二、一〇八) と判断される。したがって、エイミーはコールバーグの尺度では ジェイクより低く位置づけられることになる。 れ、「十一才になってもなお続く依存性やヴァルネラビリティ」を示し、「浅はかで認知的に未成熟であるように見 こうした回答が、インタビュアーには、モラルジレンマの論理的な前提をエイミーが理解していないものと見なさ

である。 (15) 別的事例を包摂させる論理的能力が、そうした多様な関係性についての考慮よりも道徳的に優れているという見解別的事例を包摂させる論理的能力が、そうした多様な関係性についての考慮よりも道徳的に優れているという見解 こうした評価の前提となっているのは、本来であれば存在するはずの様々な関係性を捨象して、一般的規則に個

ギリガンは、こうした道徳についての見解が、 女性を道徳的に劣った存在として見なすことにつながっていると

重視する女性がより劣ったものと見なされてしまうのである。 .摘する。彼女の見るところでは、 道徳性の基準が男性をモデルとして形成されてしまったために、 より関係性

ケーションを通して同意にいたろうと考える」(Gilligan 1982, 29=二〇二二、一〇七)。 通して同意にいたろうと考える」のではなく、「むしろ個人的な事情に目を向けながら、 別された倫理と言ってもいいだろう。エイミーは、ジェイクのように「個人的な事情を省いて、 「正義のアプローチ」(Gilligan 1982, 30=二〇二二、一〇九)とは異なった別種のアプローチなのである しかし、ギリガンが、エイミーに見出すのは劣った道徳能力ではなく、別種の倫理である。 それは 関係性におけるコミュニ あるいは道徳とは 論理と法の体系を ジェイクが示す

を切り捨ててしまうように思われる。 理が要請する態度はケアという行為そのものに尽きるものではない。あるいは、ケアをより広く定義して、 で論理的な道徳能力とは異なる、関係性を重視するもうひとつの道徳的(ないし倫理的) ンの指摘する女性にたいする不当な道徳的価値評価と関連していることも言うまでもない。しかし、他方で、ジェ る。ケアをする (caring) とはまさに、目の前の他者にたいしてそのニーズを考慮して関係性を作り上げていく行 た関係的態度一般を指すものとすることも可能だが、そうすることは逆にケアという語が持つ社会的・物質的文脈 イク/エイミーの事例が明らかにしているように、ギリガンがそこでそもそも提起しようとしていたのは、 為であるからだ。また、いわゆるケアワークが、歴史的に多くの社会で女性によって担われてきたことが、ギリガ ギリガンが、エイミーが代表するもうひとつのアプローチを「ケアの倫理」と呼んだことには一定の根拠が 能力である。こうした倫 自律的

あえてギリガンが「正義」にたいして提示した立場を、 「ケアの倫理」をめぐって議論されている内容は多様であり、(空) |関係倫理」と呼ぶこととしたい。 本稿ではそうしたさまざまな含意を避ける

二「キリスト教の精神とその運命」におけるカント批判とユダヤ教

あくまで宗教論の枠内にとどまった議論とは一線を画している。 (4)た存在論的概念を彫琢しており、その点においていわゆる「キリスト教の実定性」や「イエスの生涯」といった、 (3) (3) た。そこでヘーゲルは の運命」としてまとめられた一七九七年から一八〇〇年のユダヤ教とキリスト教をめぐるヘーゲルの草稿は、 九○七年にノールの編纂による『ヘーゲル初期神学論集』が刊行されて以来、そこで「キリスト教の精神とそ 新約聖書の福音書を中心とした聖書解釈を提示するとともに、「存在」や 「生命」といっ 注目されてき

言行の解釈を通じて、カント道徳論の批判を行う。 的立場を明確にしている点である。ヘーゲルは、福音書に描かれたユダヤ教の改革者にして批判者であるイエスの しかし、もうひとつ重要なのは、ヘーゲルがそこでこれまでの立場を修正して、カントの道徳論にたいする批判

初の行為は ユダヤ民族の性格はその始祖であるアブラハムにおいてすでに決定されていた。アブラハムは若いうちに祖国と家 が続けられた諸断片 はカント主義者として描かれたイエスが、フランクフルト期においてはカント道徳論の批判者となるのである。 カント的 :続けられた諸断片(GW2, Text 43-49)における、旧約聖書との取り組みであったと思われる。それによれば、こうした転換のきっかけのひとつとなったのは、すでにベルン時代に書き始められ、フランクフルト時代に改稿 このことが奇妙に思われるのは一七九五年のイエスの生涯を描いた草稿においては、ヘーゲルはむしろイエスを .道徳の教師として描くことで、カント的道徳性の立場を擁護していたからである。 共生と愛の絆を引き裂いた分離であった」のである (GW2, Text 48, 35b)。 そのことが結果的に彼をユダヤ民族の始祖にした。 つまり、「アブラハムを一民族の始祖とした最 彼は自然からも他の人々 つまりベルン期に一 日

することを許す程度」のものにすぎなかった(GW2, Text 48, 42)のである あった」(GW2, Text 48, 38)。そうしたアブラハムも自らの息子については愛さざるを得なかったのだが、 からも疎遠であり、一切の愛からも、そして一切の関係からも疎遠である。「彼は地上のよそ者 ein Fremdlingで イサクの燔祭の逸話が示すように、彼の息子への愛もヘーゲルによれば「愛する息子をわが手で屠殺しようと

民族はこれによって、「自ら自身に法を与える、受動的な民族」つまりは、 者ともなった。このことはヘーゲルにとってユダヤ民族を特徴付ける矛盾を象徴するものであった。つまりユダヤ 遂げたユダヤ民族の解放者でありながら、同時にその途上で十戒を神から授かることによって、 しかし、法の従属者としてのユダヤ民族の性格を決定づけたのは、モーセであった。モーセは出エジプトを成し 自律的でありながら、服従する、 ユダヤ民族の立法

ないということである。 徳論の性格を表現するものである。つまり、自らに形式的な法を課す自律とは、同時に服従という他律にほかなら こうしてユダヤ民族が歴史の中で獲得することとなった性格は、すでにこの時期のヘーゲルが理解するカント道

ならざる民族となったというのである

自ら課した形式的法に従うことに由来する生の貧困化、 ユダヤ教の改革者 (GW2, 365) として現れたのである。 ヘーゲルによればこれこそがイエスの登場の背景となっ

たユダヤ民族の置かれた状況であった。そこにイエスは、

イエスの正義批判

ば かったかも知れない 福音書の歴史的な信ぴょう性をめぐる議論をきっかけとして生じた、ヘーゲルの死後の学派の分裂は起こらな いま私たちが取り組もうとしているテキストが、ヘーゲルの直接の弟子たちに知られていたとするなら (そしてそれゆえ逆説的なことに、ヘーゲル学派の豊かな議論は生まれなかったかも知れな

〈正義の批判〉 としての倫理

だした、身体を持った人間でありながら完全性を持つ人類の模範でもない。ヘーゲルがそこに見いだしたのは、ては無効化し、イエスを一貫して人間として描こうとするものだからである。それはまた、カントがイエスに見 代の中におかれた ヘーゲルの福音書解釈はベルン期の「イエスの生涯」から一貫して、その超自然的な記述につい (確かに天才的な着想を持ってはいたが)ひとりの道徳理論家であり、社会改革者であった。 カントがイエスに見い 時

後の 定的なものであり、そしてまたカントの道徳法則もそうなのである。 の時期のヘーゲルによって実定性(Positivität)と呼ばれる性質は、人間の生が浸透することの出来ない、つまり ント的な正義概念にたいするオルタナティヴとなる原理(あるいは「非原理」)として理解しようとしている。こ langeで始まる断片(GW2 Text 54, S.141f.)は、ユダヤ教の死んだ律法にたいしてイエスが説く生きた道徳を、 立をめぐる、 ノールによってまとめられた「キリスト教の精神とその運命」の主要部をなす、イエスの宗教とキリスト教の成 用語を用いるならば、生から「疎外されて entfremdet」いるものである。ユダヤ教の律法はまさにそうした実 一七九九年から一八○○年頃に執筆されたとされる大小七つの断片の中で、とくにJesus trat nicht

律にたいして対置したのだといいたくなるかも知れない。ヘーゲルもまた次のように述べている。 疑念が生じうる。そしてむしろ、カントが『宗教論』で示したように、イエスこそがカント的自律をユダヤ教の他 ヘーゲルによるユダヤ教のカント道徳論との等置には、もちろん他律と自律を混同しているのではないかという

それは一方では全ての当為と全ての命令されたことは確かに疎遠なものであることが示されるからであるが 的なものは普遍的なものであり、 他方では概念 このようにして、イエスが、道徳的命令の実定性に、たんなる適法性に対抗したのだということ、イエスは法 (普遍性) として主観的なものであるからであり、 その拘束力は全てその普遍性に依拠しているのだと主張したのだと、 そうした主観的なものによって、この当為が

理性の普遍性の能力の人間的な力の産物として、その実定性、 律において根拠づけられているのを示すのだということを、ひとは期待するかも知れない。 他律を失い、命じられたことが人間の意志の自

の奴隷であるという区別」(GW 2, 152) であるにすぎないのである。 者との間にある区別は、前者が自己を奴隷化するものであるのにたいして後者は自由であるという区別」ではな 未開の宗教からカトリックやプロテスタントに至るまでの宗教に見られる他律的人間と、「自分の義務命令に従う 服従が内面化されたものであるにすぎないのである。ツングース族やヴォグル族といったヨーロッパ人から見たら 待は裏切られざるを得ない。ヘーゲルにとってカントの形式的道徳性は、 的区分に訴えているのは明らかであるが、イエスの説く道徳が、カント的道徳性であり、 ここでヘーゲルが、 ただ「前者が主人を自分の外に持っているのにたいして後者は主人を自分の中に持っており、しかし自分自身 道徳性 (Moralität) と適法性(Gesetzmäßigkeit/Legalität)、そして自律と他律というカント ユダヤ教における律法にたいする奴隷的 自律であるというこの期

は 的感情である。 法を個別的事例に当てはめ、これに従うことを正義だとする道徳的態度である。それにたいし、イエスが説く道 したがって、ヘーゲルがここで批判しているのは、外的にであれ、 形式的な普遍性にたいして、 カントの主観的普遍性もまた、 目の前の他者にたいする直接的な関係性と、その他者にたいして個人が抱く個別 実定性を免れない。 内的にであれ普遍的に妥当すべきだとされる

ものは必然的: (GW 2, 152)。 特殊なもの、 かつ永遠に疎遠なもの、 衝 動 傾向 性 情動的愛、 客観的なものであり、 感性、 その他何と呼ぼうとそうした特殊なものにとっては 破壊し得ない実定性が〔そこに〕残るのである。

〈正義の批判〉としての倫理

このようにヘーゲルは、

第六百十号

兀 Щ 上の垂訓 におけるイエスの道徳と倫理

普遍的な原則の実定性を批判し、

特殊な感性と感情の側に立つのである。

フルト期の断片54とで福音書の山上の垂訓や他の具体的エピソードがどのように解釈されているのかを比較する。 くものと解釈していることをより具体的に明らかにするために、ベルン期のいわゆる「イエスの生涯」とフランク この節では、 後者におけるカント的立場からの決別とその批判がより浮き彫りになると考えられるからである 前者においてはヘーゲルが未だにイエスを、カント的道徳性を説く者として積極的に論じていることか フランクフルト期へーゲルが、イエスのユダヤ教批判を、 カント的道徳性にたいして関係倫理を説

との出来る場所に着くのに必要な程度の時間、 子たちは たちが置かれた状況の違いを強調する。 ジェイクに見いだした道徳についての典型的な論理的理解である。一七九九年のヘーゲルも律法に人間を対置する れているが、そこではダヴィデの話は安息日という律法と人間の尊重という一種の宗教的モラルジレンマにお 21、1-6)のエピソードに触れながらパリサイ人たちに反論する。「イエスの生涯」においてもこの箇所が言及さ 5 5 ° 安息日に麦の穂を摘んで食べたことをパリサイ人たちにとがめられるくだりである (マタイ12、 いは変わらないが、その根拠付けは異なっている。そこではヘーゲルは、 断片54のヘーゲルが、イエスのユダヤ的律法にたいする態度を典型的に示すものとして言及するのは弟子たちが 人間が安息日よりも優先されるということを意味するものとされている(GW 1, 224)。これは、ギリガンが イエスは、ダヴィデが聖別されたパンを食べ、弟子たちに分け与えたというサムエル記(サムエル記 「安息日への畏敬の念があったならば、こうしたわずかな満足を、 前者はのっぴきならない窮乏状態であったのにたいして、イエスとその弟 先延ばしにすることも出来たはず」(GW2, 146) だという。 ダヴィドの置かれた状況とイエスの弟子 かれらが用意された食事を見いだすこ 1-8; ルカ6、

それは、安息日という特定の制限された時間や寺院という制限された場所よりも、 とにはならないのにたいして、イエスはあえて律法を侵したのだとまでフランクフルト期のヘーゲルは ダヴィドのエピソードは、「祭司の職務 priesterliche Geschäfte」として行われたものである限りで、律法を侵すこ 人間の欲求という「自然 Na

tur」がより神聖であることを示すためなのである。

も高次なものなのであって、律法をなくてもよいものとする」(GW 2, 154) ものなのである。 敬」ではなく、「律法を満たすものを示すのであるが、律法を律法としては廃棄し、したがって律法への従属より のヘーゲルの理解するところでは、 の精神が、直接的に律法〔ないし(道徳)法則〕に対抗していることが示されている」のである。それはこの時期 ことが出来る。フランクフルトのヘーゲルにとっては、「山上の垂訓において道徳性を超えて高まったこのイエス 状態になくとも)肯定するのは、 り高次な原理である、という主張だと理解してはならない。ヘーゲルにとっては、イエスが、 こうした法則としての道徳、普遍性にたいする批判は、 フランクフルト期のヘーゲルがこのエピソードを紹介することで説明しようとしたことを、 「客観的命令の下への奴隷的従属にたいする彼〔イエス〕の完全な軽蔑」(GW2, 145)を示すものなのである。 律法ないし原則という形式的規則自体に批判を加えるためである。つまりそれ ──きわめて重要な箇所であるが──「律法 [ないし (道徳) 法則 Gesetz]] 山上の垂訓についての解釈においても一貫して見てとる 自然や欲求を 自然が律法よりもよ

思考の源泉とみなされ盛んに議論されてきた。したがって、私は右でヘーゲルがカンでマタイ第5章17からギリシア語で引く「プレローマπλήρωμα」という語とともに ナティヴをイエスの宗教に見出していると述べたが、厳密に言えばヘーゲルがイエスによるユダヤ教の このように、律法を満たし、完成させることによって律法を廃棄するという思想については、(22) したがって、私は右でヘーゲルがカント的道徳性にたいするオルタ 「弁証法的」 ないし 正義批判

〈正義の批判〉 としての倫理

完成としてより高次なところに示されるものなのである。 るいは (それは同時にカントの道徳論批判でもある) によって提示するのは、これに代わるたんなるオルタナティヴ 「もうひとつの声 a different voice」)にとどまるものではない。 むしろ、 前者の内在的批判を通じて、

とは見なされない。イエスは、カントの定言命法のような「どんな理性的存在者の意志にとっても妥当するものと に配慮する正義である。したがって、「汝殺すなかれ」という律法も、 して認識され、 「より完全な」正義なのであって(GW 2, 157)、裁くことによって分断する正義ではなく、形式を満たし、 こうして示される「正義Gerechtigkeit」は、「義務の正義 die Gerechtigkeit der Pflichtlinge」とは 普遍的法則の原則として妥当しうるような原則」にたいして、「より高次な精神、 もはやイエスにとっては単に形式的な命令 (愛の一様態であ 正義」、 関係性

和解Versöhnungの精神を対置する」(GW2, 160)というのである。

は、 いると理解されていたのにたいし、 れが命令のかたちを取らないとき、つまり愛として殺害への意志そのものが放棄されたときである。したがって、 て」同様に罰せられると述べられているにすぎない(GW1, 216)。しかし、フランクフルト期には、 イエスが兄弟に腹を立てることを禁ずるのも (マタイ5-22)、「和解の前では怒りもまた犯罪」 であるからであり、 「和解の精神は このように、 「イエスの生涯」においては、福音書のこの箇所について、殺人も、兄弟に腹を立てるのも「律法の精神によっ それが生命の殺害を禁ずるものであっても、生命を分裂させるものとされる。この命令が実現されるのは、 「イエスの生涯」においては、山上の垂訓は、 自分の中に敵対的な気持ちを持たず、 フランクフルト期においては、 他者の敵対心を廃棄しようとする」(GW 2, 162) 律法を命令として、そのまま実現することを求めて むしろ和解を説くものとされている 命令(命法)

れることはせず、

山上の垂訓におけるさらなる説教の取り扱いについても同様のことは指摘可能であるが、

ここではそれに逐

触

フランクフルトにおけるヘーゲルが、イエスに関係倫理を見いだしていることが最も明確に現れ

五 マグダラのマリア、最後の晩餐と関係倫

男は、 ば時代状況がゆえに罪人とならざるを得なかった女性であった。この女性は、自らの罪を自覚しているがゆえに、(゚ロ゚) して描く。一方は、かたくなな道徳性の形象化としてのパリサイ人シモンである。この「きまじめな rechtschaffen イエス以外の人々の態度、 の足を涙で濡らし、 前にして尻込みせざるを得ない。しかしマリアは、それでもイエスへの愛に導かれてイエスの足下にひれ伏し、そ イエスを招いた「律儀な男たちhonêtes gens、 ラのマリアという一人の人物の物語として語り、律法にたいするイエスの思想を表現する出来事として再構成する。 してフランクフルトのヘーゲルは、これらは事実としては別だと考えられるとしながらも (GW 2, 219b)、マグダ も同様の話は見られる)。しかし、「イエスの生涯」のこの記述がほぼ聖書の引き写し以上のものではないのにたい 招かれたイエスに香油を塗ったマリアの話(GW 1, 255) とを別々に扱っている(マタイ26章、マルコ14章3-9に 50のシモンに招かれたイエスに香油を塗った女性の話 (GW 1, 226) とヨハネ一二章 (2 – 8) において「人々」に . るが、ヘーゲルはこれらを別々の事実を伝えるものと見なしており、実際「イエスの生涯」では、 ヘーゲルが、ロマン主義的な形象と重ねあわせ「美しき魂 schöne Seele」と呼ぶこのマリアは、ヘーゲルによれ 四福音書はそれぞれ、 「こうして涙を流しながら、 香油を塗る。イエスが「美しきわざschönes Werk/ἔργον καλόν」と呼ぶこの行為にたいする、 の光景を見ても、そうした罪深い女性が近づくのを許したイエスの「不手際 Ungeschiklich パリサイ人の家に招かれたイエスのもとに現れ、イエスに祝福を与えた女性の話を伝えて この美しき行為を美しいものとして見ることのできない人々をヘーゲルは二つの類型と すべての罪を打ち消す生命に満ちたこの接吻」、「この涙からあふれ出る和解を 美しき魂の誤りにたいしてもっとも厳しい者たち」(GW 2, 219b) を ルカ七章36

〈正義の批判〉 としての倫理

やりの徳」も、美しさを理解することのできない彼らの もとづいていたからである。しかしヘーゲルによれば、 高価な香油をイエスにほどこしたマリアにたいする彼らの批判は、 厳格な道徳性であれ、 イエスそしてヘーゲルにとっては批判の対象である。彼らの動機は確かに、 動機は正しいものの浅はかな計算的悟性であれ、 (GW 2, 220bf.)。それにたいして、ふたつ目の類型を示すイエスの弟子たちの態 「彼らの適切に計算を行う怜悧さ、 「粗野さRohheit」を示すものでしかない より多くの不幸な人々を助けたいという動機に 両者に共通しているのは、 道徳的なものである。 悟性と結びついた思い (GW 2, 221b)° 目の前で起

こっている関係性にたいする盲目さである

力を示したのである。 る。 る能力であった。 の限りにおいて、マリアを罪人であると断じ、罪人はこの場にいるべきではないと見なすことによって、 力が示されたのだと理解するべきである。判断力とは、 は判断の正しさではなく、マリアによって示された愛の表現と、それによって実現された二人の関係とを感受す 私たちの文脈においてさらに興味深いのは、 これを、シモンの判断力の不足を指摘するものと理解してはならない。むしろ、文字通りにそこでは彼の判断 つまり、「シモンにおいては、ただ彼の判断力が表現されたに過ぎない」(GW 2, 221b) とヘーゲルは述べてい しかしそこで示されたのは「判断力」であるにすぎない。つまり、ヘーゲルにとって重要な 前者つまりシモンについてヘーゲルが述べている次のことばであ 普遍的なものに個別的なものを包摂させる能力である。 彼は判断

Urtheilen」である。 にそこでヘーゲルは かわされたのは、 ヘーゲルは、 別の断片(GW2, Text 58, 254ff.)においてヨハネ第三章17におけることば、 世を裁くためではなく、彼によって世が救われるためであった」の解釈を提示しているが、 そして判断するとは、 判断 の問題を指摘している。ヘーゲルにとって「裁くとは判断することdas Richten ist ein 何かと何かを等しいものとしておくか、 あるいは不等なものとしてお 「神がその子を世につ

くことであり (GW2, 261b)、その限りで裁くことは、等しいものと不等なものとの分離をもたらすものである。(28 ものによって世界が救済されるべき」(GW 2, 261f.b) なのである。 ののはたらきは、立法すること、法を打ち立てること、法の支配を主張することではない。そうではなく、 もたらすのは救済であって、裁きではない。つまり、ヘーゲルがここではっきりと述べているように、 子は裁かず、分離せず、切り離さず、その対立において対立物を維持しない」(GW 2, 261f.b)のである。 したがってヘーゲルによれば、それは「神的なものの行為ではない」(GW 2, 261b) のであって、それゆえ、 「神的な イエスが 神的な

エスなしに、自立かつ自律して判断することが可能であると考えたからであった。 した判断をめぐるイエス理解に関わっていることは、彼の「最後の晩餐」の理解の変化にも見て取ることができ このことに関連して、ヘーゲルのベルン期の「イエスの生涯」から、フランクフルト期への発展がまさに、 なぜなら、ベルン期のヘーゲルにとって、イエスが弟子たちのもとを離れるのは、まさに弟子たちがすでにイ こう

あなたたちは、ついに他人にあんよひもGängelbandを引いてもらわずとも、自分自身を頼みとすることができ たたちにたいする愛を思えば、 る男たちとなったのだ。(GW1, 266) 理性があなたたちの中に植えた善の種を、私はあなたたちの中に目覚めさせたのである。私の教えと私のあな あなたたちの中に真理と徳のこうした精神がまっすぐに保たれるだろう。

てのみ身に付けることができると述べていた(KrV A133-134/B172-173)。ヘーゲルがここで「あんよひも Gängelカントは『純粋理性批判』において、判断力を教えることはできず、それは実例という補助車 Gängelwagenを通し band」というたとえを用いたとき、このカントの判断論が念頭にあったと考えることはあながち的外れではないだ

一七

〈正義の批判〉としての倫理

ある。 かと食べることと飲むことは、合一の行為であり、感じられた合一そのものである」(GW 2, 234b) ということに ができる男たちの集まりであった。それにたいして、フランクフルトのヘーゲルにとってこの晩餐の意味は、 ろう。いずれにせよ、 つまりそれは、 なのであって、 ベルン期の「イエスの生涯」においては、最後の晩餐は自律して道徳について判断すること 「愛の食事Mahl der Liebe」(GW 2, 232b)、「友愛の行為ein Akt der Freundschaft」(GW 2, 関係を築こうとする者たちの晩餐だったのである

洁

して見てきたように、ここでの関係性には、現代のケアの倫理が重視する主体の「脆弱さ」にたいする視点も見ら(3) ŋ 正義の原則――そしてその原則に個別事例を包摂し判断する道徳的判断の立場――にたいする根本的な批判であ る関係倫理の論点と重なりあっていると見なすことができるということである。それは、普遍的な道徳性、 なったのは、ヘーゲルがフランクフルト期に到達したカント批判の立場が、現代ケアの倫理において議論されてい 以上のフランクフルト期の神学的テキストの検討――そしてそのベルン期の立場との比較 個別具体的な他者にたいする関係性の構築を重視する立場である。そしてまた、マグダラのマリアの物語に関 ―を通じて明らかに ないし

それは位置づけられる。正義の立場は愛の立場によって乗り越えられ、補完(プレローマ)されなければならな ではない。 しかし、ここでヘーゲルによって提示された関係倫理の立場は現代のそれよりもよりラディカルである。 正義にたいする「もうひとつの声」(ギリガン)あるいは、 むしろ、 従来の、そして現代規範理論において依然として主流のカント主義を越えたより高次の段階に 「正義の他者」(ホネット)の提示にとどまるもの(ヨ)

のである

得なかった。(32) 倫理の立場が否定されたと単純にいうことはできない。 弁的な体系の構築へと向かっていくことになる。しかし重要なのは、ここで獲得されたカント批判の立場はその後 求されるのである。これにとどまらず、ヘーゲルはこの直後にイエナではすぐさま、この個別性の立場を離れ、 クフルトのヘーゲルにおいてもすでに個別的な他者との関係としての愛は不十分なものとして位置づけられざるを 想力によって客観化された合一は、 まだ宗教ではない。 たテキスト55において、愛と、愛の実現としての最後の晩餐の不十分さもまた指摘されているからである。「愛は ンクフルト期の同じテキストにおいて、さらに先を見据えている。 貫して維持されたということである。したがって、より普遍性を重視する後のヘーゲルの立場によってこの関係 しかし、このようにしてカント的道徳性にたいする新たな倫理の可能性を発見したヘーゲルは、すでにこのフラ つまりさらに「宗教的なもの」が、反省との愛との合一、「愛のプレローマ」 (GW 2, 246b) として要 したがってこの晩餐も、 宗教的崇拝の対象となり得るのだからである」(GW2, 232b)。それゆえフラン 本来的に宗教的な行為ではないのである。 なぜなら、上記の「最後の晩餐」について論じ なぜなら、 愛における 思

細に論じることはできないが少なくとも次のふたつのことを指摘することができる。 それでは、 - 関係倫理はヘーゲルのその後の発展においてどのような帰趨を辿るのだろうか。ここではもはや、 詳

第一に、イエナ期以降に発展する承認論の中に、この関係倫理の立場が取り込まれていくということである。 個別的な感情によってではなく、 本稿で指摘してきた個別具体的関係性を扱いながらも、それをイエスの愛が提示したような直 反省を介した理性的な立場を通じて普遍性と媒介することを目指す議論とし

神現象学』 そのことと関係して、 の理性章の末尾では、 関係倫理における他者への配慮は、 カントの道徳性批判の文脈で、 |隣人愛| 「制度化」されていくということである。 が批判され、 他者の福利の実現がより

〈正義の批判〉 としての倫理

て理解することができる

いるということもできよう。 のことを考慮に入れるならば、 普遍的な仕方で――つまり国家によって――実現されなければならないことがいわれている 関係倫理はヘーゲルの社会哲学において、とくに国家論の中に発展的に解消されて (GW 9, 230, 231)° NJ

ことはできない。少なくとも言えるのはそうした発展を通じて後のヘーゲルにとって宗教そのものが、哲学によっ るおそれも否定できない。このことは詳細な検討によって検証される必要があるが、ここではこれ以上掘り下げる アの倫理において関係倫理として提示された重要なポイント、個別具体的な関係への視点が抜け落ちてしまってい もちろん承認論と制度化――ヘーゲル社会哲学においてこのふたつは密接に関係し合っている――によって、ケ

略

て乗り越えられるものとなるのだということである。

AA: Kant's Gesammelte Schriften. Herausgegeben von der Königlich-Preußischen Akademie der Wissenschaften, 1900ff

GW: Georg Wilhelm Friedrich Hegels Gesammelte Werke. In Verbindung mit der Deutschen Forschungsgemeinschaft, herausgegeben von der Rheinisch-Westfälischen Akademie der Wissenschaften, Hamburg, 1968 ff

KrV: Kant, Immanuel, Kritik der reinen Vernunft, Hamburg 1956 (1781/1787).

ヘーゲルのテキストの日本訳については以下を参考にした。

ヘルマン・ノール編『ヘーゲル初期神学論集Ⅰ』久野昭・水野建雄訳、一九七三年

同『ヘーゲル初期神学論集Ⅱ』久野昭・中埜肇訳、一九七四年

ヘーゲル『キリスト教の精神とその運命』伴博訳、平凡社ライブラリー、

『旧約・新約聖書』については以下を参照した。

『新改訳 小型聖書』日本聖書刊行会、二〇〇七年

- Benhabib, Seyla, 1991, "The Generalized and the Concrete Other. The Kohlberg-Gilligan Controversy and Feminist Theory", Seyla Benhabib and Durcilla Cornell (Ed.) Feminism as Critique. Essays on the Politics of Gender in Late-Capitalist Society, Cambridge/Malden: Polity Press,
- Benjamin, Jessica, 1988, The Bounds of Love. Psychoanalysis, Feminism, and the Problem of Domination, New York: Pantheon Books. (""," H. "). カ・ベンジャミン『愛の拘束』寺沢みづほ訳、青土社、一九九六年)
- Dilthey, Wilhelm, 1901-1906. Jugendgeschichte Hegels, in: Wilhelm Diltheys Gesammelte Schriften, Bd. 4, Stuttgart, 1990

Gilligan, Carol, 1993, In A Different Voice. Psychological Theory and Women's Development. Cambridge, Mass./London: Harvard University

- Press.(キャロル・ギリガン『もうひとつの声で―心理学の理論とケアの倫理』川本隆史他訳、青土社、二〇二二年
- Habermas, Jürgen, 1983. Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln. Frankfurt am Main.
- Hamacher, Werner, 1978. pleroma-zu Genesis und Struktur einer dialektischen Hermeneutik bei Hegel, in: Georg Wilhelm Friedrich Hegel acher, Frankfurt am Main/Wien/Berlin. Der Geist des Christentums. Schriften 1796-1800. Mit bislang unveröffentlichten Texten. Herausgegeben und eingeleitet von Werner Ham-
- Hegel, Georg Wilhelm Friedrich, 1907, Hegels theologische Jugendschriften nach den Handschriften der Kgl. Bibliothek in Berlin, hrsg. von Herman Nohl, Tübingen
- Henrich, Dieter, 1971. Hegel und Hölderlin. In: derselbe, Hegel im Kontext, Frankfurt am Main
- Hölderlin, J. Ch. F. 1998, Seyn, Urtheil..., in: J. Ch. F. Hölderlin, Theoretische Schriften. Mit einer Einleitung herausgegeben von Johann Kreuzer, Hamburg: Felix Meiner
- Honneth, Axel, 2000. Das Andere der Gerechtigkeit. Habermas und die Herausforderung der poststrukturalistischen Ethik, in: Das Andere der Gerechtigkeit. Aufsätze zur praktischen Philosophie, Frankfurt am Main
- Jaeschke, Walter, 2020. Einleitung zu G.W. F. Hegel Frühe Schriften. Frankfurter Manuskripte und Druckschriften. Mit einer Einleitung und Anmerkungen hrsg. von. Walter Jaeschke, Hamburg
- Jamme, Christoph, 1983a. "Ein ungelehrtes Buch". Die philosophische Gemeinschaft zwischen Hölderlin und Hegel in Frankfurt 1797-1800 Hegel-Studien Beiheft 23, Bonn

第六百十号

Jamme, Christoph, 1983b. Liebe, Schicksal und Tragik. Hegels "Geist des Christentums" und Hölderlins "Empedokles", in: Christoph Jamme

und Otto Pöggeler (Hrsg.), "Frankfurt aber ist der Nabel dieser Erde." Das Schicksal einer Generation der Goethezeit, Stuttgart

Kohlberg, Lawrence, 1981, The Philosophy of Moral Development. Moral Stages and the Idea of Justice, San Francisco: Harper & Law

Kohlberg, Lawrence, Levine, Charles and Hewer, Alexandra, 1983, Moral Stages: A Current Formulation and a Response to Critics, Basel

久保陽一、一九九三『初期へーゲル哲学研究 合一哲学の成立と展開』東京大学出版局

München/Paris/London/New York/Tokyo/Sydoney: S. Karger.

Kubo, Yoichi, 2002, Der Weg zur Metaphysik. Entstehung und Entwicklung der Vereinigungsphilosophie beim frühen Hegel, München

Metz, Thaddeus and Miller, Sarah Clark, 2013, "Relational Ethics", The International Encyclopedia of Ethics. Edited by Hugh LaFolette, Chichester: Wiley-Blackwell

Noddings, Nel, 2013, Caring. A Relational Approach to Ethics and Moral Education, Berkeley/Los Angels/London: California Univeristy Press

Norlock, Kathryn, 2019. "Feminist Ethics", The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Summer 2019 Edition), Edward N. Zalta (ed.), URL= https://plato.stanford.edu/archives/sum2019/entries/feminism-ethics/>.

大河内泰樹、二〇一六「リベラリズム批判としての承認論 大河内泰樹、二〇〇六「規範という暴力に対する倫理的な態度 と社会政策の対話』法政大学出版局 「正義」と「善」の関係をめぐって」田中拓道編著『承認 -バトラーにおける批判と倫理」 『現代思想』 第34巻12号

大河内泰樹、二〇一九「基礎付けなき判断 『政治において正しいとはどういうことか ポスト基礎付け主義と規範の行方』勁草書房 ―「政治的なもの」としての反省的判断力とその拡張」 田畑真一・玉手慎太郎・山本圭編

Rosenkranz, Karl, 1844, Georg Wilhelm Friedrich Hegels Leben, Berlin

Sayama, Keiji, 2004, Die Geburt der bürgerlichen Gesellschaft. Zur Entstehung von Hegels Sozialphilosophie, Berlin/Wien

Sander-Staudt, Maureen, 2023, "Care Ethics," Internet Encyclopedia of Philosophy, URL = https://iep.utm.edu/care-ethics/, January 1., 2023

- (1) 本稿は、二〇二三年二月十六日にイェナ大学で行われた、 のみなさんにこの場を借りてお礼申し上げる。 て報告したDie relationale Ethik Jesu und Kritik der Gerechtigkeit in Hegels Frankfurter Schriftenの報告原稿を日本語に翻訳し、 トルも含めて修正・加筆したものである。同研究会議に招待いただいたイェナ大学の岡崎龍氏と有益なコメントをいただいた参加者 研究会議 Religion in und nach der Klassischen Deutschen Philosophieに
- (≈) Dilthey 1901-1906
- (3) ノール編『ヘーゲル初期神学論集』Hegel, 1907.
- $\widehat{\underline{4}}$ りかい (Rosenkranz 1844, 86; Sayama 2004, Teil 1; Jaeschke 2020, x) Jaeschke 2020. さらに、これもイェナ期に結実することになるヘーゲルの経済学との取り組みも、 この時期にさかのぼることが
- 5 者への依存にあることに気づかれていくプロセスが承認として理解されているのであり、ベンジャミンの理解とは全く逆に他者関係 とって」の記述を区別していることを見落としており、とくに「われわれにとって」「承認の概念」として現れているものは るという逆接であるが、これが無視されてしまっている。第二に、ベンジャミンは、ヘーゲルが「われわれにとって」と「意識に と取り違えている。ベンジャミンがもっぱら参照する自己意識章においても、こうした構成に則って自己意識の自立性の根拠が、 と進んでいくという構成をとっており、ベンジャミン/岡野はこの意識の経験の順序 していない点で大いに問題がある。まず第一に、『精神現象学』は「自然な意識」が、自らの立場の誤りに気づきながら次の意識 意識章」においては成立していないことが理解されていない。それゆえに、主人と奴隷の関係は、 点は、1.ヘーゲルの承認概念が自立した主体を前提していること、2.承認関係を主人による奴隷の支配に行き着くと考えている 『精神現象学』解釈(Benjamin 1988, 31-34= 一九九六、四六-五三)にもっぱら依拠しているが、ベンジャミンによるその批判の要 ヘーゲルへ言及として、すでに岡野(二〇一二、一九八-二〇九)による批判がある。その際、岡野は、ジェシカ・ベンジャミンの こうした主張は、 自己の自立性の根拠となっていることが描かれているのである。つまりそこで描かれているのは、 の2つである。 承認の失敗の帰結であるにもかかわらず、ベンジャミンは上記のようにヘーゲルにおいて承認は主人による奴隷の支配に帰着 しかし、このベンジャミンによる批判は、『精神現象学』という特殊なコンセプトを持った著作の性格を理解 日本ではとくににケアの倫理を支持する論者たちには意外に思われることだろう。ケアの倫理の立場 (認識の順序)を発生論的順序 意識の展開のこの段階において生 他者依存が自立性を成立させ (存在の順序) %からの

二.四

すると主張するのである。むしろ、ここでは承認の成立は先延ばしになっているのであって、本来の承認は主人奴隷関係を帰結する 河内(二〇一六)、良心章解釈については大河内(二〇〇六)を参照されたい)。 はずなどないのである(一般に、精神章の最後の良心章で承認は成立すると解釈されている。筆者の自己意識章解釈については、 大

重要であると考える。 するように、イェナ期以降のヘーゲルの承認論は、ケアの倫理の本質的な論点である関係倫理の立場から発展したものであっても、 それ自身をケアの倫理あるいは関係倫理と呼ぶことができるとは考えていない。しかし、そうした承認論の発展の出発点において、 ヘーゲルが関係倫理的な着想を持っていることを踏まえることが『精神現象学』や、他のいわゆる体系期の承認論を理解する上でも 本稿が目指すのは、ケアの倫理の観点からこうした『精神現象学』の承認論を擁護することではない。筆者は、 最後に結論で示唆

- (6) ケアの倫理についてはここで言及するギリガン以降大きな理論的発展と複雑な論争があるが、とうてい本稿でその全体を踏まえ および「アフリカの伝統」を扱っている(Metz/Miller 2013) 許であるわけでもない。Metz/Millerは「関係倫理relational ethics」として、「フェミニズムとケアの伝統」とならんで「儒教的伝統 関係倫理がケアの倫理の重要な側面であることは否定できないがそれに尽きるわけではなく、逆に関係倫理は、ケアの倫理の専売特 て議論することはできない。「ケアの倫理」の現在までの見取り図を与えるものとしては、Norlock 2019, 2.3; Sander-Staudt 2023)。
- (7) Kohlberg 1981. また、Habermas 1983, 139を参考にした
- (∞) Kohlberg 1981, 155, 166-167; Gilligan 1993, 27= | | \bigcirc | | | | | | | \bigcirc | | | \bigcirc | | | \bigcirc
- (Φ) Kohlberg 1981, 162, 193; Kohlberg, Levine, Hewer 1983, 50; Benhabib 1991.
- 10 くための内的構造を理解出来ていない」 (Gilligan 1993, 29= 二〇二二、一〇六) 「エイミーはこのジレンマが、道徳的な論理を用いれば自己完結できる問題だととらえることができないため、その解決策を導
- (11) Gilligan 1993 = 二〇二二、第一章。
- 12 育への女性的feminineアプローチ」から「倫理と道徳教育への関係的relationalアプローチ」に変更しこの方が適切だとしている。 なり得る(Noddings 2013, xxiii-xxiv)。ノディングズは『ケアリング』の二○一三年版では、 ノディングズは、care forとcare aboutの区別について論じている。彼女によれば、前者が対面的で具体的な関係を表すのにたい 後者はそうした具体的関係を離れて、たとえば公衆全体といったより普遍的な配慮を意味し、 サブタイトルを旧版の その限りで正義への動機づけと

ノディングズは、ケアの倫理という言葉を避けるわけではないが、このことは彼女がケアの倫理の本質として見出しているのが であることを物語っている(Nodding 2013, xiii) 関

- (13) フランクフルト期ヘーゲルの代表的な研究としては、久保 一九九三、Jamme 1983a
- (14) そこに、ヘルダーリンの「合一哲学」の影響を見る見解が一般的ではあるが(Henrich 1971; Jamme 1983b; 久保 こでは、同時代の影響関係――ないしコンステラチオン――については扱わない。 一九九三) こ
- (15) 一七九五年以前に書かれたと思われる断片 man mag die widersprechendste Betrachtungen..(「キリスト教の実定性初稿」)ではす はない法にたいする奴隷のこうした服従にたいする依然として頑固な自尊心でしかなかった」(GW 1, 282) とされる でに、「ユダヤ民族の悲惨な状態Der traurige Zustand der jüdischen Nation」について述べられている。それによればユダヤ民族の 「精神は杓子定規の掟の重荷の下で押しつぶされていた」のであり、さらにこの「精神に残されていたのは、自ら自分に課したので
- (16) 「その (ユダヤ人の) 民族の解放者は、またその立法者にもなった。このことが意味するのは以下のこと以外ではあり得ない。 まり、この民族をひとつのくびきから解放した者が、この民族にもうひとつ別のくびきをつけることとなったのだということであ 自分自身に法を与える受動的な民族というのは、矛盾であろう」(GW2, Text 48, 46b)。
- 17 とイスラエルの民を説得するために神に与えられた奇跡をおこす能力も(出エジプト4)、後に同じことをエジプト人の奇術師たち が行ったという記述を受けて(同7-22)、たんなる人為的な「わざ Kimste」と理解されている(GW2, 45)。 聖書を超自然的なものを排して読もうとするヘーゲルの姿勢は旧訳聖書に関しても一貫している。たとえば、モーセが長老たち
- 18 Kant, Die Religion innerhalb der Grenzen der Vernunft, AA Bd. VI, S. 63
- 19 ことは明らかである。 教徒Puritaner」をあげているが(GW 2, 152)、いずれにせよここで、ヘーゲルがイエスの宗教と歴史的キリスト教を区別している 正確にはヘーゲルは「教会と国家を統治するヨーロッパの司教dem Kirche und Staat regierenden europäischen Prälaten」と「清
- 21 たいして与えられたその内容は、具体的であるかぎりで制約されたものでありながら、普遍的でもなければならないという矛盾である。 ヘーゲルはここで、普遍的な義務命令が持つ矛盾を指摘する。それは、特定の状況に当てはめられたときに、この義務の形式に |道徳法則にたいする尊敬| ということばで、ヘーゲルがカントの道徳論を意識していることは明らかだろう(AA IV 400f; V, 78)
- ヘーゲルは確かに、「イエスの生涯」でも聖書のこの箇所を引き、 ほぼマタイ第5章17を翻訳する形で次のように記している

〈正義の批判〉としての倫理

zung des Gesezes」(GW2, 163b)ないしは「可能性の代補 complement der Möglichkeit」(GW2, 158b)と理解されることによって初め のにする vollständig machen」が「律法の欠如を満たす Ausfüllung des mangelhaften der Gesetze」(GW 2, 157b)、「律法の補完 Ergän-てきたなどと信じてはならない。そうではなく私は律法を完全なものとするためにやってきたのだ」(GW 1, 216b)。 この「完全なも が、それ以上の思想的深まりは示されていない。「私が、律法が通用しないことを説くために、律法への拘束を廃するために、やっ 聖書のこの箇所は、ヘーゲルのイエスの宗教理解における中核的意味を持たされることになる。

- 23 ただし、文中では名詞形ではなく能動態・アオリスト・不定形πληρῶσαι(満たすために)。
- 例えば、Hamacher 1978; 久保 一九九三、二二九

25

Gilligan 1993=1101111°

- <u>26</u> 時代のひとつであった」(GW 2, 223b)。 ヘーゲルは言う。「マリアの民族(ユダヤ人)のこの時代は、なるほど美しき心が罪なく生きることの〔でき〕なかったような
- <u>27</u> ヘーゲルによればそれは「イエスの物語の内で「美しいもの」と名指されている唯一のもの」(GW2, 222b) である
- でもない (Hölderlin, 1998)。 よく指摘されるように、ここに判断 Urteil が根源的な分割 ur-teilen であると見なす ヘルダーリンの影響が見られることは言うま
- これについては大河内 二〇一九を参照
- $\widehat{30}$ 29 岡野 二〇一二、一七六—一八四

Honneth 2000

- 関係としての晩餐が、カント的道徳性を乗り越えるものとされ、その先に宗教的な行為が位置づけられているのである。このことか 関係が反転していることを指摘しているが、そこで、最後の晩餐の意味合いが両者の間で異なっていることを見落としている。 ベルン期にはカントの宗教論に則って、道徳性が宗教的行為よりも高次に位置づけられていたが、フランクフルト期には、 久保 一九九三、二五七。さらに久保(一九九三、二七三-二七四)は、ベルン期とフランクフルト期で、 両者の間で宗教的行為自体の意味合いが変化したと結論づけなければならない つま
- ここにノディングズがいう care-for から care-about への接続を見ることもできよう。 (筆者)おうこうち・たいじゅ)京都大学大学院文学研究科教授/西洋哲学史(近世))

33

THE OUTLINES OF THE MAIN ARTICLES IN THIS ISSUE

Die Ethik als "Kritik der Gerechtigkeit." Die Christologie Hegels in seiner Frankfurter Zeit und die "care ethics."

von

Taiju OKOCHI Professor Faculty of Letters Kyoto University

In diesem Aufsatz möchte ich behaupten, dass Hegel in seinen theologischen Texten, die er in seiner Frankfurter Zeit verfasst und später von Herman Nohl als "Der Geist des Christentums und sein Schicksal" herausgegeben wurden, die ethische Stellung antizipiert, die heute unter dem Namen "care ethics" diskutiert wird. Dort bietet er seine Interpretation der Evangelien des Neuen Testaments dar und versteht damit Jesus als Reformer des rigoristischen Judentums, das insbesondere in den Pharisäern verkörpert ist, die fordern, den universalen formalen Gesetzen unbedingt zu folgen. Aber Hegel findet in diesem Judentum ein Analoges zur Kantischen Moralitätslehre und interpretiert die Lehre Jesu als eine alternative Stellung für diese. Diese Kritik der Kantischen Moralität weist eine deutliche Parallele zu der gegenwärtigen Kritik der Gerechtigkeitsethik durch die "care ethics" auf.

Dies möchte ich dadurch nachweisen, dass ich zuerst die Stellung der gegenwärtigen "care ethics" aufnehme. Dafür werde ich auf die Schrift einer ihrer Begründerinnen, Carol Gilligans *Eine andere Stimme (In a Different Voice)* von 1982 zurückgreifen. Anhand dieser Schrift werde ich zeigen, dass Hegel an die "relationale Ethik" anschließt, welche Gilligan dort dargeboten hat. Zweitens möchte ich die Pointe von Hegels Interpretation des Judentums kurz zusammenfassen, um damit nachzuweisen, dass das Judentum, das Hegel in der Interpretation der Lehre Jesu in den Evangelien kritisiert, mit der Stellung der

Gerechtigkeit, die in der "care ethics" kritisiert wurde, parallel zu führen ist. Drittens werde ich die Behauptung aufstellen, dass Hegel die Lehre Jesu als eine "relationale Ethik" darstellt, die ich dann abschließend mit Hegels Evangelien-Interpretation eng führe, und zwar viertens in seiner Interpretation der Bergpredigt und fünftens in der Geschichte über Maria Magdalena. Mein Ziel besteht also insgesamt in dem Nachweis, dass Hegel aus den Lehren und Taten Jesu die "relationale Ethik" herausbildet.